

第79号議案

芦屋市清掃事業施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市清掃事業施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者に必要な資格を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市清掃事業施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市清掃事業施設の設置および管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

第1条の前の見出しを「（設置）」に改め、同条を次のように改める。

第1条 廃棄物の適正な処理並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）を設置する。

第2条を削る。

第3条の見出しを「（名称及び位置）」に改め、同条中「種類、名称および」を「名称及び」に改め、同条の表中種類の欄を削り、同条を第2条とする。

第4条中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（技術管理者の資格）

第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学，薬学，工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後，2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後，4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科，化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後，6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学，工学，農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後，7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第7条の見出しを「（補則）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例（昭和39年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「こえて」を「超えて」に改め、同条第12号を次のように改める。

(12) 一般廃棄物処理施設

芦屋市清掃事業施設の設置および管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者に必要な資格を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 題名の改正

題名を「芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例」に改める。

(2) 施設の設置に係る規定の整備（第1条関係）

「清掃事業施設」を「一般廃棄物処理施設」とし、設置の目的を廃棄物の適正な処理並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることとする。

(3) 技術管理者の資格（第6条関係）

技術管理者の資格は、次のとおりとする。

ア 技術士で化学部門，水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格したもの

イ 技術士（アに該当する者を除く。）で廃棄物の処理に関する技術上の実務経験1年以上のもの

ウ 2年以上環境衛生指導員の職にあった者

エ 大学の理学，薬学，工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めた卒業生で廃棄物の処理に関する技術上の実務経験2年以上のもの

オ 大学の理学，薬学，工学又は農学の課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めた卒業生で廃棄物の処理に関する技術上の実務経験3年以上のもの

- カ 短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めた卒業生で廃棄物の処理に関する技術上の実務経験4年以上のもの
- キ 短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学又は農学の課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めた卒業生で廃棄物の処理に関する技術上の実務経験5年以上のもの
- ク 高等学校又は中等教育学校において土木科又は化学科を修めた卒業生で廃棄物の処理に関する技術上の実務経験6年以上のもの
- ケ 高等学校又は中等教育学校において理学，工学又は農学に関する科目を修めた卒業生で廃棄物の処理に関する技術上の実務経験7年以上のもの
- コ 廃棄物の処理に関する技術上の実務経験10年以上の者
- サ アからコまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(4) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 公布の日
- (2) 重要な公の施設に関する条例の一部改正
公の施設を5年を超えて独占的に利用させる場合に議決を要する施設のうち「清掃事業施設」を「一般廃棄物処理施設」に改める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

(技術管理者)

第21条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

(第2項省略)

3 第1項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格）を有する者でなければならない。